

日本精神神経学会「精神医学・医療奨励賞」規定

(目的)

第1条 本奨励賞は故島薊安雄先生の御功績を称え、先生の生前の御遺志と御家族のお気持ちを尊重して、日本の若い精神医学徒の精神医学と精神医療における功績を顕彰し、さらなる向上発展を奨励することを目的とする。

(受賞対象)

第2条 本賞の受賞者は、該当年（1月～12月）に原著論文を発表し精神医学に学術的に貢献した会員1名、および該当年までに精神医療の発展に貢献した 会員1名（あるいは会員の所属する1団体）とする。

ただし、原著論文応募対象者は推薦時に年齢が40歳未満で、両賞とも受賞対象者は会員歴2年以上とする。

(受賞内容)

第3条 本賞の受賞者には総会において、賞状および副賞が授与され、また講演をしてもらうこととする。

(受賞者選考)

第4条 本賞の受賞者を選考するために奨励賞選考委員会を置く。

本委員会は理事10名程で構成され、年度毎に交代する。なお、委員長は委員の互選によって決定する。

第5条 選考委員会は本学会会員から受賞候補者の推薦を募る。

第6条 委員長は選考結果を理事会にはかり、受賞者を決定する。

平成11年1月16日制定

平成12年11月18日一部追加・変更

平成19年11月17日一部追加・変更

平成25年9月21日一部追加・変更

平成26年9月20日一部追加・変更

申し合わせ事項

1. 学会誌に推薦募集を告知する。
2. 推薦の締め切りは、原則として学会演題締め切り日とする。
3. 選考委員は本賞の推薦者にはなれない。
4. 推薦の際に会員は(1)推薦書および推薦理由、(2)受賞候補者の履歴書および 参考となる資料(業績目録、書籍、ビデオなど)をそろえて選考委員会に提出する。
5. 当該年度に受賞しなかった医療奨励賞候補者・団体については、次年度以降も再応募することができる。
6. 選考委員会は、委員以外のものに専門的意見を求めることができる。
7. 被推薦者と同一施設に所属する選考委員は、最終選考には加わらない。
8. 受賞者への連絡は選考委員長がおこなう。
9. 副賞は10万円相当のものとする。
10. 精神医療奨励賞の受賞候補の推薦にあたっては、受賞対象が個人か団体かを明瞭に記載してもらう。